

令和5年度入札・契約制度の運用の見直しについて

- 1 工事、測量・設計等（以下「工事等」という。）に係る入札・契約関係書類等の押印見直し**
別表に掲げる、工事等に係る入札関係書類及び契約関係書類等について、押印を不要とするとともに、様式の簡素化等を行います。
- 2 契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応**
契約保証及び前払金保証契約について、紙の証書の寄託に代えて、本市が電子証書を閲覧し確認することにより、契約締結又は前金払することを可能とします。
注1 受注者から保証事業会社等への申請を電子で行っていただく必要があります。
注2 電子証書の閲覧のため必要となる手続きの詳細は、別途お知らせします。
- 3 工事等の等級格付等申請に係る取扱いの見直し**
加対象となる暴力団不当要求防止責任者講習の受講年月日を、「判定基準日（格付する年度の前年度の10月31日）から遡って4年前まで」から「判定基準日から遡って4年7か月間前まで」に延長します。
- 4 試行の本則化**
これまでの試行結果を踏まえ、総合評価方式におけるランダム係数の適用除外について、本則化を行います。
- 5 実施時期**
上記1は、令和5年4月1日から実施します。
上記2は、令和5年4月1日以降に契約（ただし、仮契約を締結する案件は仮契約）を締結する案件から実施します。
上記3は、令和5年度に申請を受け付ける令和6年度等級格付から実施します。
上記4は、令和5年4月1日から実施します。

別表 押印を不要とする入札・契約関係書類等

入札関係書類※	一般競争入札参加資格確認申請書、積算内訳書
契約関係書類	実務経験証明書、下請負契約等の通知書・変更通知書、市外業者選定理由書、現場代理人等（監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、専門技術者）通知書・変更通知書、経歴書、実務経験証明書、現場代理人の兼任に係る誓約書、監理技術者の兼任に係る誓約書
その他	中間前払金に係る認定請求書

※ 上記のほか、共同企業体競争入札参加資格審査申請書を廃止します。